

伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例（平成25年12月12日条例第21号）

最終改正:令和4年3月8日条例第3号

改正内容:令和4年3月8日条例第3号 [令和4年7月1日]

○伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

平成25年12月12日条例第21号

改正

平成29年6月13日条例第11号

令和4年3月8日条例第3号

伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、町民の動物愛護及び動物福祉の意識を高めるとともに飼い猫の野生化及び放し飼いによるアミノクロウサギその他の野生生物（以下「野生生物」という。）への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）飼い主 猫を所有する者をいう。
- （2）飼い猫 飼い主が所有し、飼養又は管理する猫をいう。
- （3）室内飼養 居室等の建物内部の隔てられた空間内に置いて飼養することをいう。家屋周辺又は庭における飼養は、係留の有無に関わらず、ここにいう室内飼養とはいわない。
- （4）屋外 室内以外の場所をいう。
- （5）マイクロチップ マイクロチップは、国際標準化機構（ISO）に定めた規格のマイクロチップ読取機に対応する体内埋込型のものをいう。
- （6）繁殖制限 飼い猫の避妊手術、去勢手術その他の繁殖をできなくするための措置をいう。

（町の責務）

第3条 町は、関係行政機関、各種団体等と連携して、第1条の目的を達成するための施策を実施するものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、町が実施する施策に協力するものとする。

（飼い主の義務）

第5条 飼い主は、飼い猫の生態、習性及び生理を理解し、かつ、愛情をもって接するとともに、終生にわたり飼養及び管理するようにしなければならない。

- 2 飼い主は、飼い猫を適正に飼養及び管理することにより、健康及び安全を保持するとともに、飼い猫が飼い主以外の者に迷惑を及ぼすことのないようにしなければならない。
- 3 飼い主は、飼い猫と人の共生のみでなく、野生生物とも共存するよう配慮しなければならない。

（登録及び飼い猫の明示）

第6条 飼い主は、飼い猫を取得した日（生後90日以内の飼い猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）又は本町に転入した日から30日以内に、規則で定めるところにより町長に登録申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、その旨を登録し、飼い主に飼い猫の鑑札を交付するものとする。
- 3 飼い主は、飼い猫の飼養及び管理に当たっては、登録を受けたことが判明できるように首輪等を用いて鑑札を明示しなければならない。
- 4 飼い主は、第1項の登録を行った場合においては、規則に定める期間内に、マイクロチップの埋込みの処置及びその個体識別番号の届出を行わなければならない。この場合において、マイクロチップの埋込費用は飼い主の負担とする。

（登録手数料）

第7条 飼い主は、前条の申請の際に、飼い猫1匹につき500円の登録手数料を納付しなければならない。

（鑑札の再交付）

第8条 飼い主は、鑑札を亡失し、若しくは損傷したときはその事由を記載し、又は損傷した場合にはその鑑札を添え、30日以内に町長に鑑札の再交付を申請しなければならない。この場合において、飼い主は、1件につき250円の再交付登録手数料を納付しなければならない。

（登録の変更及び抹消）

第9条 飼い主は、飼い猫に死亡、譲渡又は町外移転等の事由が生じた場合には、当該事由が生じた日から起算して30日以内に、規則の定めるところにより町長にその旨を届け出ることにより、登録の変更又は抹消の手続をしなければならない。

- 2 町長は、前項の届出があったときは、当該猫の登録の変更又は抹消をしなければならない。

（適正飼養及び管理並びに生活環境の向上）

第10条 飼い主は、飼い猫の適正な飼養及び管理並びに地域の生活環境の向上を実現すべく、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い猫に餌及び水を適正に与えること。
- (2) 飼い猫の疾病の予防や健康の保持に必要な措置を講ずること。
- (3) 飼い猫のふん尿その他の汚物を適正に処理すること。
- (4) 猫の飼養に関連して悪臭及びハエ、ノミ、ダニその他の衛生害虫を発生させないこと。
- (5) 飼い猫が人の身体及び財産並びに野生生物に危害を加えることのないようにすること。

(放し飼いの禁止)

第11条 何人も、町内で猫を飼養する場合には、室内飼養を原則とし、屋外での放し飼い、又は屋内外を自由に出入りできる状態での飼養をしてはならない。

- 2 飼い主はやむを得ず飼い猫を屋外で放し飼いにする場合には、繁殖制限の措置を講じなければならない。

(繁殖の制限及び室内飼養の義務化)

第12条 町長は、飼い主が飼い猫に対してまだ不妊手術、去勢手術等の繁殖制限の措置を講じておらず、又は当該猫を屋外に放出又は逸走させるおそれがあると思料する場合には、たとえ自然生態系又は公衆衛生に重大、かつ、深刻な影響があるとの確証がない場合でも、当該猫の飼い主に対して、繁殖制限措置及び室内飼養を講ずるよう命ずることができる。

(逸走の防止)

第13条 飼い主は、飼い猫が屋外に逸走しないようにしなければならない。

- 2 飼い猫を逸走させた者は、直ちに町長その他の関係機関に通報するとともに、逸走した猫の搜索及び捕獲等、必要な措置をとらなければならない。
- 3 町長は、逸走した猫の捕獲、保護収容及び返還に係る費用の全部又は一部を、飼い主に対して請求することができる。
- 4 飼い主は、町長が行った猫の捕獲、保護収容又は返還について、故意又は重過失によって違法に損害を加えた場合に限り、損害賠償を請求することができる。

(遺棄の禁止)

第14条 飼い主は、飼い猫を遺棄してはならない。

(多頭飼養の禁止)

第15条 飼い主は、飼い猫(生後90日以内のものを除く。)をその者の属する世帯で5匹以上飼養し、又は保管してはならない。ただし、町長が許可した場合は、この限りではない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に許可の申請をしなければならない。
- 3 町長は、前項の申請に係る飼養等について、第4条、第5条、第9条、第10条及び第11条に規定する事項が遵守されているほか、飼い猫の健康及び安全の保持並びに周辺の生活環境及び生態系の保全に支障がないと認められる場合でなければ、第1項の許可をしてはならない。
- 4 町長は、第1項の許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく命令の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合は、その許可を取り消すことができる。

(餌やりの禁止)

第16条 何人も、飼い猫以外の猫に対し、みだりに餌や水などを与えてはならない。

- 2 飼い主は、飼い猫に対し餌や水などを与える際は、飼い主の住居等の屋内で行わなければならない。

(飼養が継続困難となった場合の対処)

第17条 飼い主は、やむを得ず適正に飼い猫を継続して飼養又は管理することができなくなった場合においては、適正に飼養及び管理することのできる者に飼い猫を譲渡しなければならない。

(譲渡のあっせん)

第18条 伊仙町に居住する飼い主は、前条において、自ら飼い猫の譲渡先を見つけることができないときは、町長に新たな飼い主のあっせんを求めることができる。

- 2 町長は、前項の規定によるあっせんを求められたときは、当該飼い猫の譲渡を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められる者にあっせんすることができる。

(猫を占有する飼い主以外の者の責務等)

第19条 本条例第5条、第10条、第13条、第14条並びに第16条第2項は、飼い主以外の者で猫を占有又は保管する者について準用する。

(保護収容及び譲渡)

第20条 町長は、飼い主の判明しない猫を保護収容することができる。

- 2 町長は、前項の規定により猫を保護収容したときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 町長は、前項の公示期間の満了までに飼い主が判明しないとき、又は飼い主が返還に訪れないとき、若しくは飼い主が返還に訪れたとしても当該返還に係る条件を具備しないときは、当該猫を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められる者に譲渡することができる。

(事務の委託)

第21条 町長は、前条の規定による保護収容及び譲渡について、動物の愛護を目的とする団体その他の者にこれらに係る事務を委託することができる。

(費用の分担)

第22条 第20条第1項の規定により保護収容された猫の返還を求める者は、収容中の保管の費用及び返還に要する費用を負担しなければならない。

2 第20条第3項の規定により、猫の譲渡を受けようとする者は、その譲渡に要する費用を負担しなければならない。

(報告及び調査)

第23条 町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、飼い主その他の者に対し、飼い猫の飼養及び管理の状況について報告を求めることができる。

2 町長は、この条例の実施について必要があると認めたときは、調査のため必要な範囲内において、職員に関係のある場所に立入調査させ、又は前項の飼い主その他の者に質問させることができる。

3 前項の場合において、立入調査をする職員は、身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、勧告及び命令)

第24条 町長は、第5条、第6条第3項又は第17条の規定に違反していると認められる者に対し、当該規定に従い、必要な措置をとるべきことを指導することができる。

2 町長は、第6条第1項及び第4項、第9条第1項、第10条、第11条、第13条第1項及び第2項又は第16条に規定する事項を遵守しない者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は文書により勧告をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかった場合において、その者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(過料)

第25条 前条第3項及び第12条の規定による命令に従わなかった者又は第14条若しくは第15条第1項及び第2項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

2 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して回答をせず、若しくは虚偽の回答をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に際し、現に飼い猫(生後90日以内のものを除く。)を所有し、飼養及び管理している飼い主は、条例第6条の規定による登録を受けなければならない。

附 則(平成29年6月13日条例第11号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月8日条例第3号)

この条例は、令和4年7月1日から施行する。
